

### 第3期中期目標期間終了時の検討についての意見について

地方独立行政法人法79条の2では、中期目標期間終了時の検討について、次のとおり規定されています。

- ① 中期目標期間の終了時まで、公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、
- ② その結果に基づき所要の措置を講ずる。
- ③ 検討にあたっては評価委員会の意見を聴かなければならない

法人の業務継続の検討については、昨年度の第3期中期目標のみなし評価においても、「全体として中期目標の良好な達成状況が見込まれ、期間中の業務運営が適切に行われている」と評価をいただいていることや、これまでの法人の業務実績や評価を踏まえ、法人に業務を継続させることを前提に、第4期中期目標を定めることをもって、①の「検討」及び②の「所要の措置」とします。

また、③の意見聴取については、第4期中期目標に対する評価委員会の意見をもって「中期目標期間終了時の評価委員会の意見」とします。

#### ○地方独立行政法人法

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

第79条の2 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第78条の2第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。